

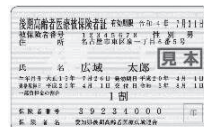
# 後期高齢者医療制度

●問合せ 住民課 内線258

75歳以上の方、65歳以上で一定の障害がある方は、それまで加入していた国民健康保険や職場の健康保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。

## 被保険者証の更新

現在お使いの後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日です。8月からは被保険者証の色が若草色に変わります。新しい被保険者証は7月中に簡易書留にて発送します。



若草色

## 医療機関の窓口で支払う自己負担割合

医療機関の窓口で支払う一部負担金は、かかった医療費の1割です。ただし、住民税課税所得が、145万円以上ある世帯の方は3割負担となります。

医療費が自己負担限度額を超えたときは、後から高額療養費として差額を返金しますので手続きしてください。高額療養費が支給されると思われる方には、支給申請のお知らせを送付します。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額認定証」の申請ができます。認定証を医療機関で提示すると、自己負担や入院時の食事代が減額されます。

現在お持ちの方で、8月以降も対象となる方には7月下旬に郵送します。更新の必要はありません。

## 限度額適用認定証

住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方は、「限度額適用認定証」の申請ができます。

現在お持ちの方で、8月以降も対象となる方には7月下旬に郵送します。更新の必要はありません。

※住民税課税所得が690万円以上ある方は申請できません。

## 保険料計算方法(令和3年度)

$$\begin{array}{c} \text{保険料額(年額)} \\ \text{(限度額64万円)} \\ \text{100円未満切捨て} \end{array} = \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{(所得金額-基礎} \\ \text{控除額※)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{所得割率} \\ \text{9.64\%} \end{array} + \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{被保険者一人当たり} \\ \text{48,765円} \end{array}$$

※基礎控除額は合計所得金額により異なります。

## 保険料の軽減措置

世帯主と被保険者全員の所得の合計が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割軽減額
43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯	7割	34,136円
43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯	5割	24,383円
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯	2割	9,753円

## 後期高齢者医療コールセンターのご案内

保険料の算定方法など保険料額に関するお問い合わせ

愛知県後期高齢者医療コールセンター ☎0570-011558

期間7月12日(月)~8月31日(火) 午前8時45分~午後5時15分 ※土日・祝日も可能



## 納付方法

### 特別徴収

年金から天引き(特別徴収)される方はすでに4月、6月の年金から天引き(仮徴収)をしています。8月も仮徴収として天引きをしますが、10月以降の年金で仮徴収した保険料と確定した保険料との差額を天引き(本徴収)して調整します。

### 対象となる方

次のすべてに該当する方は、原則年金から天引きされます(年6回偶数月)。該当しない方は、納付書または口座振替により納めることになります。

- ・年額18万円以上の公的年金受給者
- ・介護保険料を特別徴収され、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えない方